特定・障がい児相談支援　重要事項説明書

１ 事業所の概要

事　業　所　名	川越町特定・障がい児相談支援事業所
所　在　地	三重県三重郡川越町大字豊田一色３１４番地 川越町いきいきセンター内
事業所番号	指定特定相談支援事業所　２４３２２２０２１４ 指定障がい児相談支援事業所　２４７２２０００２７
管理者及び連絡先	管理者　藤　田　仁　志 連絡先　三重県三重郡川越町大字豊田一色３１４番地 電　話　０５９－３６５－００２４
サービス提供地域	川越町・朝日町・四日市市・桑名市・鈴鹿市

２ 事業所の職員体制

職　名	資　格	人　員	内　容
管理者		常勤兼務 １名	従業者及び業務の管理
相談支援専門員	相談支援専門員	常勤専従 １名 非常勤兼務 ３名	サービス利用計画の作成 障がい福祉サービス事業者との連絡調整等

３ 営業時間

提　供　日	月曜日から金曜日（祝日、１２月２９日から１月３日を除きます。）
提　供　時　間	８時３０分から１７時１５分

４ 事業所の目的

当事業所は、障害者総合支援法等の関係法令及び契約書に従い、ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に対しその有する能力に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障がい福祉サービス等が適切に利用できるよう、サービス利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な障がい福祉サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

5 運営方針

① 当事業所は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障がい児の保護者の選択に基づき、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものとします。

② 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

③ 指定相談支援の実施に当たっては、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立って、支給決定障がい者等に提供される障がい福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとします。

④ 前３項の他、関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

6 サービスの内容

（１）生活全般に関する相談

（２）地域の障がい福祉サービス事業者等の情報提供

（３）サービス利用計画の作成

（４）訪問によるモニタリング

（５）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（１）から（４）に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

7 サービスの利用料金

事業者の提供する指定特定・障がい児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、事業所が計画相談支援給付費又は障がい児相談支援給付費の代理受領を行わない場合は、法律の規定に定める金額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

※ 法定代理受領ができなくなった場合、法律の規定に定める金額をいただき、当事業所から「サービス提供証明書」を発行いたします。このサービス提供証明書を市町の行政窓口に提出しますと、払戻しを受けることができます。

※ 利用料については、法令の変更により改定する場合があります。

（２）交通費

川越町にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、相談支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、１０㎞あたり２００円の実費をご負担していただきます。

（３）解約料

相談支援の途中で解約された場合の費用は一切かかりません。

（４）その他

実費負担額は、１ヶ月ごとに計算し翌月２６日までにお支払い願います。

8 キャンセル等

（1） ご利用者様がこの相談支援に関わる調査、サービス利用計画の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先（又は下記の相談支援専門員等の連絡先）までご連絡ください。

川越町特定・障がい児相談支援事業所
連絡先（電話）：０５９－３６５－００２４
（携帯）：０８０－２０４０－４９８９

（2） サービス利用計画の変更、サービス提供事業者との連絡調整等についてご利用者様が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

（3） ご利用者様は、１週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。

9 相談窓口・苦情対応

サービスに対する相談や苦情については、下記により対応いたします。

対 応 先	連 絡 の 方 法 等
川越町社会福祉協議会	住所：三重県三重郡川越町大字豊田一色３１４番地 いきいきセンター内 電話：０５９－３６５－００２４ FAX ：０５９－３６５－２９４０ 責任者： 川 上 亘 康 担当者： 山 田 沙 織 対応時間：月曜日から金曜日（祝日、年末・年始を除きます） ８時３０分から１７時１５分まで

下記の機関においても相談や苦情を受け付けています。

対 応 先	連 絡 の 方 法 等
第 三 者 委 員	南川 久美子（川越町在住） 伊藤 博幸 （菰野町在住） 連絡先につきましては【相談窓口・苦情対応】川越町社会福祉協議会担当者へご連絡ください
川 越 町 役 場 福 祉 課	住所：三重県三重郡川越町大字豊田一色２８０番地 電話：０５９－３６６－７１１６ 対応時間：月曜日から金曜日（祝日、年末・年始を除きます） ９時００分から１６時３０分まで
三重県社会福祉協議会	三重県福祉サービス運営適正化委員会 苦情相談室 電話：０５９－２２４－８１１１ FAX ：０５９－２１３－１２２２ 対応時間：月曜日から金曜日（祝日、年末・年始を除きます） ９時００分から１７時００分まで

１０ 緊急時及び事故発生等における対応方法

（１） サービスの提供中等でご利用者様の病状等の急変、その他の緊急事態が生じた場合、担当者は速やかに主治医等に連絡し、必要な措置を行うとともに事業者に報告します。

（２） サービス提供中等で天災その他の災害が発生した場合、担当者は必要によりサービスご利用者様の避難等を行うとともに事業者に連絡の上その指示に従います。

（３） 事業者は、上記の対応及びサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町、ご利用者様家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行い、その内容を記録します。

１１ 秘密の保持

（１） 当事業所及び職員（退職職員も含む）は、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体等に危険がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

（２） あらかじめ文書（個人情報使用同意書）によりご利用者様の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

１２ サービス提供の記録等

（１） サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供した日時及び実施した内容などを記録します。

なお、サービス利用計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より５年間保存します。

（２） ご利用者様の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者様の記録や情報を適切に管理し、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示します（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者様の負担となります。）

受付時間　月曜日から金曜日（祝日、１２月２９日から１月３日を除きます）
午前８時３０分から１７時１５分まで

１３ 損害賠償

事業者は、相談支援の実施にあたってご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

１４ 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

１５ 衛生管理について

事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとし、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症の発生を予防し、又

はまん延しないように措置を講じます。

１６ 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

１７ 当事業所の概要

名称・各法人種別	社会福祉法人川越町社会福祉協議会
代表者氏名	会　　長　加　藤　志　保　子
本社所在地・電話	三重県三重郡川越町豊田一色３１４番地 川越町いきいきセンター内 電話番号：０５９－３６５－００２４ ＦＡＸ：０５９－３６５－２９４０
法人内で行っているサービス	（１）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 （２）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 （３）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 （４）（１）から（３）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 （５）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 （６）共同募金事業への協力 （７）老人居宅介護等事業の経営 （８）老人福祉センターの経営 （９）老人デイサービス事業の経営 （１０）障害福祉サービス事業の経営 （１１）移動支援事業の経営 （１２）特定相談支援事業の経営 （１３）障害児相談支援事業の経営 （１４）福祉サービス利用援助事業 （１５）ボランティア活動拠点施設運営事業 （１６）地域包括支援センター事業 （１７）介護予防支援事業 （１８）居宅介護支援事業 （１９）生活支援体制整備事業 （２０）老人ふれあいホームヘルプ事業 （２１）老人ふれあいデイサービス事業 （２２）ひとり暮らし老人等配食サービス事業 （２３）生活困窮者自立相談支援事業 （２４）成年後見制度中核機関事業

	（２５）ことぶき人材センター事業 （２６）喫茶あいあい事業 （２７）その他法人の目的達成のため必要な事業